

平成23年教育委員会第8回臨時会会議録

開会日時 平成23年7月27日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前10時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 佐藤 昭
同職務代理 面田 博子
委員 松本 實
委員 遠藤 勝男
委員 秋本 則子
教育長 山崎 喜久雄

議場出席委員

・教育次長	内山 利之	・教育振興担当部長	坂田 祐次
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	小曾根 豊
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	平沢 安正	・統括指導主事	江田 真朗
・地域教育課長	今關総一郎	・生涯学習課長	宮地 智弘
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・副 参 事	濱田 茂男
・中央図書館長	梅田 義郎		

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 佐藤 昭 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 佐藤 昭 委員 面田 博子 委員 山崎 喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

○全員 おはようございます。

○委員長 ただいまから、平成23年教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

議事に入る前にお諮りしたいことがございます。

本日11人の傍聴の申し出がありました。葛飾区教育委員会傍聴規則第4条第1項本文の規定により、傍聴人の定員は10人となっておりますが、会場スペースを考慮し、同項ただし書きの規定により、希望者全員の傍聴を許可したいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

事務局、傍聴人を呼んでください。

(傍聴人入室)

○委員長 委員長から傍聴人に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は、委員会の中では発言できません。

2、傍聴人は、静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはおやめください。

3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音を行わないでください。

なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人は、その他、会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に入ります。

本日の会議録の署名は、私を含めまして、面田委員と山崎教育長にお願いいたします。

それでは、日程に沿って進めさせていただきます。

本日、議案等はございません。

報告事項等に入ります。

報告事項等1「福島第一原子力発電所事故に伴う対応について」、ご報告をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「福島第一原子力発電所事故に伴う対応について」、ご説明申し上げます。

本件につきましては、これまでもご報告申し上げましたけれども、直近の状況について、改めてご報告させていただきます。

まず1の「区立学校・幼稚園の空間放射線量の測定について」でございますが、これにつきましては東京都から貸与された簡易な小型放射線測定器を用いて、区職員が空間放射線量の測定を行いました。測定期間は6月30日から7月13日、測定地点は園庭・校庭等の地上1メートルと地表面でございます。測定方法につきましては、30秒ごとに5回測定したその平均でございます。測定器は小型放射線測定器「Dose RAE 2」という機械でございます。測定の誤差はプラスマイナス30%以下となっております。測定結果でございます。これは別紙として添付してございます。地上5センチメートルの地点では一番小さかったところが0.06マイクロシーベルト、一番高かったのが0.29マイクロシーベルトという結果になってございます。

続きまして、2の「学校プールの放射性物質の測定について」でございますが、これにつきましては7月4日（月曜日）に各学校から採取したプール水について、委託業者の検査センターにて放射性物質の有無を検査いたしました。すべての小・中学校のプールから放射性物質は検出をされてございません。なお、その後、総合スポーツセンター、鎌倉、金町の屋外プールについても放射性物質の測定を行いましたけれども、こちらについても検出はされておられません。

続きまして、3の「学校給食における牛肉の安全確保について」でございます。福島県南相馬市で基準値を超える放射性セシウムに汚染された稲わらを与えた肉牛6頭が流通していたことが判明したことを受けて、教育委員会では、7月11日、各学校及び納入業者に対し、同市の牛肉の使用を中止するとともに、学校給食に牛肉を使用する際には、卸売市場の発行する「牛肉安全確認証」の写し及び固体識別番号により飼育場所の確認を徹底するよう通知をいたしました。

その後、福島県が県内の肉牛の移動及び出荷を自粛したことを受けて、震災後に福島県内で飼育された肉牛については、給食での使用を中止するとともに、1学期に学校給食に使用されたすべての牛肉について、固体識別番号や飼育場所の確認を行ってございます。今までのところ、学校給食での使用は確認をされておられません。

最後に、「あだたら高原学園における避難者の状況について」でございます。避難者は8世帯22人でございます。今後の予定としましては、8月20日までに全員が仮設住宅等に転居するというところでございましたけれども、昨日、7月中に全世帯が退去するという連絡を受けてございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、質問等ございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 当初、学校プールの放射能物質の測定を行っていただきまして、そして、マスコ

ミ等に発表していただきました。その後、区立学校の幼稚園の空間の放射線量の測定を行っていただいたわけでありますが、これも区のお知らせ、それからホームページ等で各地点の線量の測定結果を発表していただきましたが、これに対しまして、区民の皆さんのご意見等ありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 教育委員会施設につきましては庶務課が今回の発表の窓口となっておりますけれども、庶務課に寄せられた要望等は1、2件ということで、非常に区民の関心もここにきて区がきちっと対応をとっているということで、当初に比べて大分下がってきております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

面田委員。

○面田委員 先日、新聞等で学校給食の牛肉が出たときは私たちも「えっ」という感じがしたのでですね。早速このように確認をしてくださったということ、まずありがとうございます。なかったという結果が出たということで安心をいたしました。1学期はそれで終わったのですが、2学期等に、例えば牛肉の献立は考えないとか、何かそこらあたりは特には、対応はしていないのでしょうか。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 この対応をとった段階で、1学期の給食がちょうど終わったところでしたので、今現在、さまざまな地域に広がりを見せてはいますので、その収束状況と、今、国が、おとといですか、緊急対応策をまとめているところでございますけれども、現在トレーサビリティで牛肉の固体識別情報を検索すると産地が出るようになっているのですが、それを8月には、このセシウムに汚染されたわらを食べた牛肉であるかどうかを、インターネット上から検索できるように、今改修を進めているという情報も入ってきております。

したがいまして、それらの状況を総合的に勘案しまして、2学期の給食開始前、8月の半ばぐらいには、どういった対応をするか判断していきたいと思っております。

○面田委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかになければ1番は了承とさせていただきます。

続いて、報告事項等2「教育委員会所管施設の節電対策について」。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「教育委員会所管施設の節電対策について」ご説明申し上げます。

屋外スポーツ施設、それからテニスコート、野球場等の施設でございます。それから、学校施設開放、図書館などの施設におきまして、夏期の節電対策として行ってまいりました利用調

整につきましては9月30日、これは国のほうの節電の取組期間が9月30日というふうになってございますので、これをもって終了しまして、10月1日からすべての施設について平常どおり開館をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、照明の一部消灯、エアコンの設定温度の28度の徹底などの節電対策につきましては、引き続き、各施設で取り組んでまいります。

参考までに、これまでの節電の状況を記載いたしました。これは4月から6月の電気使用量、今年度と昨年度の比較でございます。小・中学校につきましては全小・中学校平均で15%の削減、体育施設全施設で33%の削減、中央図書館については43%の削減、郷土と天文の博物館につきましては30%の削減ということで、私どもは一定の成果を上げてきたというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 ただいまの庶務課長の説明に対して、何かご意見、ご質問等ございませんか。

面田委員。

○面田委員 少し前にある学校へ行って、校長室に参りましたらば、いわゆる電気ポットは使えないからといって、コードを抜いてあって、それから、校長室にある冷蔵庫も「今ちょっと、電気抜いています」ということで、そういう細かいところでやはり電気をかなり消費しているわけですから、やったださっているということに、ありがたかったなと思います。

それはそれとして、ただ学校というところは子どもたちの教育とか、子どもたちの体力とか、学力とかをつけるための場所であるから、それがあまりにも節電でマイナスにいくと困るなど。校長室のそういうものは構わないけれどもと思ったのですけれども、今の段階では、そういった支障等は特にはないのでしょうか。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 各学校長に聞きまして、教育活動に支障のない範囲で節電に取り組むということで私どもお願いをしております。ですから、先ほど説明しましたように学校は15%、ほかの施設は30%を超える効果が上がっているわけでございますけれども、学校については当然教室の電気を暗くするとか、そういった対策はとってございません。あくまでも、きちっと勉強できるように、あるいは安全が確保できるように、その前提で節電に取り組むようにという指示をしております。ですから、対策というのは、先ほど面田委員がおっしゃったように、不必要な電気の使用を削減していくということが中心で取り組んでいるところでございます。

○面田委員 それなら安心をいたしました。

けさでしたか、ちょっと用事をしながら聞いていたからあれなのですけれども、今年、もう熱中症で亡くなった方が100人もいるとかという情報を聞きまして、私としてはこれとラップして、不安を感じるどころなのですけれども、そういったあたりも安心していただける状況だった

のですよね。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 熱中症対策、区にとってもこの夏最大の課題であるという認識をしてございます。節電に取り組む一方で、きちっと熱中症の対策にも取り組んでいかなければならないということで、今週ではございますけれども、学校関係者を集めて熱中症の基礎知識について学んでいただくということも考えてございます。

それから、エアコンの設定温度28度というのは、これ以上にはしないという基準でございまして、29度とか30度の設定をしない。私どもは28度というのが上限ということで考えてございますので、当然暑い日には27度にするとか26度にするとか、当然そういった対応をとっても構わないわけでございますので、行き過ぎがないように各学校には指導してまいりたいと考えております。

○面田委員 安心いたしました。

ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんか。

なければ、2番は了承いたします。

続いて、報告事項等3「平成24年度使用特別支援学級一般図書の検討結果について」をご報告お願いいたします。

指導室長。

○指導室長 報告事項等3「平成24年度使用特別支援学級一般図書の検討結果について」ご報告をいたします。資料をごらんいただければと思います。

1の「特別支援学級一般図書の採択」でございしますが、学校教育法附則9条に規定する特別支援学級で使用する一般図書につきましては、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定済み教科書を使用することが適当でないときは、他の適切な教科書を使用することができる旨定められております。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に規定する同一教科用図書同一の教科用図書を採択する期間（4年）が除外され、毎年採択替えを行うことができます。

したがいまして、教育委員会は、平成24年度に使用する特別支援学級の一般図書について、採択替えを行うこととなります。

2の「事務手続」でございしますが、特別支援学級で使用する一般図書については、平成23年6月24日に特別支援学級の設置されている小学校8校、中学校6校に依頼し、各学校で調査研究をして校長先生が責任を持ってまとめられたものでございます。

3の「検討結果」につきましては、別紙、「平成24年度使用教科用図書（特別支援学級）採択

一覧表（小学校用・中学校用）」でご確認いただければと思います。選定の理由意見といたしまして、小・中学校におきまして、児童・生徒の実態に応じてわかりやすく、興味が持てる図書を選定するとともに、基礎的な学習に重点を置いた図書を選定しております。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、指導室長より報告がありました、平成24年度使用特別支援学級一般図書の検討結果についてですが、委員の皆さん方から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

秋本委員。

○秋本委員 ただいまの説明で、特別支援学級で使用する一般図書については、各学校で調査研究して、校長先生が責任を持ってまとめたとありましたが、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 管理職と特別支援学級の教員が、児童・生徒の発達段階について検討し、個に応じて使用できそうな一般図書を採択とあります。

ですので、実際に学級で授業を行う場合、同じ学年、学級でも例えばAさんとBさんの使用する教科書が違って指導するということがあります。

以上です。

○委員長 秋本委員。

○秋本委員 それでは、同一教科で幾つもあるのは、児童・生徒の個に応じて学校が選択できるようにということですか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 そのとおりでございます。

○秋本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに何か。

遠藤委員。

○遠藤委員 ところで、昨年度に採択した図書と比べまして、その増減というのはどんなふうになっているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 小学校につきましては、全体では平成23年度が156冊でしたが、平成24年度は168冊、昨年度より12冊増えています。教科によっては4冊増えた教科、書写もありますが、2冊減らした教科、社会もございます。

また、教科の中の入替えにつきましては、家庭科、保健以外は、1から5冊入れ替えをしております。中学校につきましては、平成23年度それから24年度ともに114冊になっています。

ただ、教科別に見ますと、音楽では4冊、技術家庭では3冊、保健体育では1冊増えています。逆に書写3冊、社会1冊、美術1冊、英語3冊を減らしております。入れ替えにつきましては、各教科3から6冊入れ替えを行っています。

以上です。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 もう一つお願いいたします。

実は、中学校では今年が採択替えになるわけですが、特別支援の図書では、学習指導要領が改正されたことによって受ける影響というのはないのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 特別支援学級で使用する一般図書につきましては、児童・生徒の個々の発達段階を踏まえてということでございます。教科書として指導できる一般の図書を採択していくことでございますので、学習指導要領の改正に伴って特に大きな影響を受けるということはありません。

○委員長 ほかに何かございませんか。ございませんね。

なければ本日の報告を了承して、次回8月10日の教育委員会で採択を行いたいと思います。

それでは4番に入ります。「かつしか区民大学の運営状況について」を報告願います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 報告事項等4「かつしか区民大学の運営状況について」ご報告いたします。

1番目の「平成22年度講座実績」につきましては別添のこちらのA4横版の資料をごらんください。

昨年の4月に開校し、平成22年度は33コース57講座、延べ9,974人の参加者を得ることができました。

1枚おめくりいただけますでしょうか。最初のページ、1ページ目は「地域を知り、まちを感じ、葛飾を愛する『葛飾学』」の講座が並んでおります。特に人気があったのは、1番目の考古学セミナー、こちら定員50人のところ、多くの方がいらっしゃいましたので、部屋の中におさまり切らないということで、部屋の後ろにイスを詰めてたくさんの受講者を入れて、本来であれば50人5回ということで延べ参加者数250人なのですが、289人の延べ参加者数をいただくことができました。

それから3番目の、表の左の数字の3番目のところの「農家を訪ねる会」。こちら水元地域の農家の協力をいただきまして、定員を超える参加者数を受け入れていただくことができました。

4番目の「かつしかの伝統工芸」、こちら2回目のほうの参加者数の28というところの数字の横にアスタリスクがついておりますけれども、このアスタリスクのマークは抽選を行った講座

ということになります。どうしても会場の都合や、または講師の都合も、今回の伝統工芸などは、やはり一人ひとりサポートしなければなかなかできない講座ですので、定員を厳守してほしいということで抽選をした結果、30人抽選したのですけれども、実際の参加者数は28人、実人員となっております。

次のページをおめくりください。「文芸から見るかつしか」、こちらも定員50人のところ60人ぐらいの参加者数を得て、180人の参加者数を得ることができました。

10番目の「歩いてみるかつしか」、こちら2回目が3月19日と26日に実施しているのですが、これは震災後に実施した講座で、震災後に実施した講座で中止した講座もあるのですが、この講座は19日ということで少し落ち着いていたということで実施しました。定員30人のところ、37人の方に参加していただくことができました。また、この講座の中身なのですが、「葛飾にとって治水・利水の要である古利根川、中川の歴史の変遷、現在の姿を学ぶ」ということで、主には洪水対策の講座、洪水についての講座だったのですが、ちょうど時期的にも、学芸員の講師の方がある程度川をさかのぼってくる津波の話とか、あとは液状化のことも、土地の形状について理解していたので、そのあたりもフォローしながら講座を実施したというふうに聞いております。

それ以降が今度「かつしかひとづくり・まちづくり・未来づくり」の講座が並んでおります。

一番最初の11番の講座、「かつしかボランティア学」。こちらの講座、定員50人となっておりますが、なかなか昨年まで定員まで人数を集めることが難しかったのですが、ボランティアセンターと連携して、今回、開校記念講演会で堀田力先生の講座を実施したことによって延べ122人の参加者をいただくことができました。

次のページの16番、「外国人児童のための学習支援ボランティア養成講座」、こちらも定員30人のところ、43人の方に参加していただき、この講座を終了した後、実際に各学校でボランティアとして活動していらっしゃる方もおります。

次に20番の「地域活動入門講座」、こちらのほうは地域振興課と連携しながら、地域活動の担い手となるような方を育てる講座となっております。

次のページ、4ページからは「生きがい創造する知識・教養百科」となっております。

一番上の「歴史入門講座」、こちらも定員50人のところ参加者126人ということで、完全に会場をかえて実施いたしました。やはり歴史関係の講座、その後の「鉄道史講座」なども含めて非常に人気が高い状況が続いております。

それから27番目の「民俗学講座『あの世を学ぶ』」、こちらの講座は3月5日から実施をしたのですが、3月12日土曜日、2回目はもう震災の翌日ということで中止をしまして、それ以降も、2万人以上の方が死者・行方不明ということで、やはり講座の内容としてはということで中止にはしたのですが、ただ、死を悼むという意味での民俗儀礼ということで

26日に、あくまでも希望する方にはフォローの講座の内容を実施しております。

次の5ページ、こちら、「消費生活連続講座」から「人権講座」「健康大学」「シルバーカレッジ」などは、ほかの課と連携しながら実施した講座で、こちらもたくさんの方に受講いただいております。

次の6ページ、42番が「東京理科大学『公開講座』」となっておりますけれども、この42番以降、東京理科大学や共栄大学、東京聖栄大学などと連携して区民大学の講座を実施したものでございます。

その次のページ、7ページはこちら、区民運営委員が企画した講座で、47番の「かつしか五河川のリバークルーズを楽しむ」や、「～知って作って育てよう～葛飾かるた」——後で葛飾かるたについては追加のご説明をさせていただきます。「あそび心講座」、「コミュニケーション講座」など、やはりこちらも定員を超える参加者数もしくは定員に近い参加者数を得て、人気が非常に高かったことがうかがわれます。

最後のページは開校記念講演会で、こちらも区民大学のスタートを飾るにふさわしい講師の方々に講演をしていただきまして、非常に人気も高く、多くの方に区民大学を知っていただいたという効果があったと思います。

全体を通じてなのですが、必ず講座受講後にはアンケートをとるようにしていて、アンケートの受講満足度は9割以上の方が「よかった」「とてもよかった」という回答をいただいております。講座の実績につきましては以上でございます。

一番最初の資料に戻っていただき、2番目の「かつしか区民大学の広報・周知活動について」ご報告させていただきます。

まず、ホームページのリニューアルなのですが、葛飾区の公式ホームページがリニューアルしたことに伴い、かつしか区民大学の講座が、かつしか区民大学というマークが区のホームページ上につくようになりました。それから、イベント欄では検索をする際に、かつしか区民大学のところをチェックしていただくと、区民大学の講座の一覧がすぐにあられるようになっております。またインターネットを使って、②のメールマガジン「まなびぷらす」を毎月1回、10日頃に配信しています。現在の受信者数は519人になっております。今後は定期配信に加えてタイムリーな配信もさらに行ってまいりたいというふうに考えております。

3番目の学習単位認定制度なのですが、グッドチャレンジ賞——30単位の認定された方が7月13日現在19人となっております。このグッドチャレンジ賞を認定していただくためには最低でも60時間以上講座を受けなければいけないということで、1年ちょっとで60時間以上の講座を受けた方がこれだけいる。もしくは、実際には受けていても申請していない方もいらっしゃると思いますので、かなり多くの方が継続して学んでいただけていると考えております。また、区民大学の講座及び受講者数の増加に伴い、受講証活用者も増えていきますし、受講者の情報な

ども適切に把握する必要があるため、現在情報システム課の協力のもと、区民大学受講者情報管理システムの構築を進めております。

最後に4番目、「『かつしか郷土かるた』の応募状況について」ご報告いたします。4月に児童・生徒を対象として、「かつしか郷土かるた」の読み札を公募いたしました。この結果、児童・生徒から5,379首の読み札を応募していただきました。現在この5,379首を整理して、読み札の選定や制作作業を進めております。来年の春には完成して、児童・生徒のもとに今度はお配りすることができるかというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 平成22年度に限って申し上げますと、33コース57講座、そして参加者数は延べ約1万という、大変多くの方々が参加をしていただいたわけでありまして、私も3講座に参加させていただきまして、いずれも大変魅力的な内容でありました。学校時代は勉強できなかったような角度からのさまざまな講演、それから教授がありまして、改めて考えさせられることが多くありまして、大変勉強になりました。

ところで、こうした実績をこれから続けていくことが大事ではないかと思っておりますが、こうした実績を23年度も24年度も続けていくためには、どういうところに留意点を置いていったほうがいいのかという、どういうふうに考えていらっしゃるか、もしありましたらお願いいたします。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 資料のこちらのほうに、下のところに、参考までに平成23年度のコース数と講座数、35コース62講座ということをつけさせていただいたのですけれども、23年度も拡充してまいりたいというふうに考えております。中期実施計画に基づいて、今後も講座を拡充していくのですけれども、その際には、単なる講座の数を増やすという案だけではなくて、あらゆる面から学びやすく、わかりやすくしていくように、ある程度体系化をさらに進めたいと考えております。また、生涯学習課だけが実施する講座ではなくて、区長部局も含めて、各課が実施している区民向けの講座などと連携しながら、そのあたりを一緒に体系化していくことによって、効率的・効果的に区民の学習の場を拡充していきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

面田委員。

○面田委員 私これを見まして、区民にとっては望んでいたいわゆる区民大学だったのだなということがここで明らかになったなというふうに思うのです。これをつくったときに、そこ

で学んだことが活かされる場というのか。例えば学校でのボランティアとか、地域でのそういったものの何かお手伝いとか、そういうものに発展していくことが、私としては願いましたわけなのですけれども、聞きましたら、各学校でそのことをボランティアとしてやってくださっている方も出てきたというような話も聞きまして、よかったなと思います。

抽選から漏れた方ということは、来年同じような講座をまたつくろうかなということになるのでしょうか。というのは、私は実は、これではないのですけれども、シニアセンターなどもよく募集して、私もはがきで申し込むのですね。そしたら、一緒に申し込んだら、片方は通って、私はそれが外れたのですね。定員が40人とか50人のところ、百何人で、やはりだめかと。よし、来年あったらもう1回出そうかなと、本当にそういう気持ちがよくわかったものですから、こういうふうに抽選になったようなものは、来年もあるといいなというような思いを込めて、今質問をしているのですが。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 抽選はなるべくならば避けたいというふうに区民大学では考えています。座学形式であれば場所を探したり、もしくは受講者の方には申しわけないのですけれども、いすを強引に入れてでも、なるべく多くの方に受講していただきたいというふうに考えてはいるのですけれども、どうしてもそれ以上大きな会場がとれなかったり、もしくは、例えば船に乗る講座などは定員なども厳守しなければいけませんし、そういう講座において、最低限抽選をやらせていただいているのですけれども、抽選をやらなければいけないような講座というのはやはり人気が高かったということ、ニーズがあるということですので、翌年以降も基本的には継続して実施していく方向で考えています。また、仮に多少テーマが変わっても、例えば民俗学系で、ことしは酉の市をやったとして、来年は春の祭事をやるかという形でやったとしても、そのずっと学び続けていただくと、例えば何年かすると、区の民俗的な行事を一通り経験ができるようにするみたいな、体系とか年度を越えて継続してやっていくことで、もちろん、変な意見ですけれども、2倍以上の倍率だった場合には本当に同じ講座を全く同じようにやったほうが、やはりそれだけのニーズがあるということだと思えるのですけれども、残念ですが1.何倍だったり、2年目はできれば違うテーマをやってほしいという要望もありますので。ただ、やはり区民大学は継続して学んでいけるという仕組みで考えていますので、2年目も3年目も学びたいと思っただけのような講座、また、1年目、残念ながら抽選等、もしくはどうしても日程の関係で学べなかった方が2年目以降そのまま同じようなテーマのものを続けることによって、学びたいと思ったきっかけを大事にできるような講座の仕組みにしていきたいと考えております。

○面田委員 楽しみにしています。

○委員長 ほかにはございませんか。

なければ、4の「かつしか区民大学の運営状況について」は了承いたします。

続いて報告事項等5「東京都指定有形文化財（考古資料）の指定について」をご報告お願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 報告事項等5「東京都指定有形文化財（考古資料）の指定について」ご報告いたします。

1.「名称」となっております。こちら、読みづらいので、振り仮名をつけさせていただきました。「柴又八幡神社古墳出土埴輪（しばまたはちまんじんじゃこふんしゅつどはにわ）」となっております。

数量なのですけれども、これは考古資料ですので、どうしても割れてしまっているのです、割れた点数で数えると埴輪片が224点、形象埴輪というのは何かを形どった埴輪なのですけれども、こちらが44点、円筒埴輪、筒状の埴輪を指しているのですけれども、こちらが180点となっております。その後「附」と書いてあるのは、この埴輪を指定するに当たって、関連して指定したものということで、土器が14点、金属製品が21点となっております。

3番目の内容ですけれども、こちら柴又八幡神社社内に所在する6世紀末から7世紀初頭までに造営された前方後円墳から極めて良好な状態で出土した人物埴輪等で、縦長の額、直線的な眉など、表現の豊かさが特色である。以前、寅さん埴輪ということで見に来ていただいたことがありましたけれども、非常に表情豊かでいろいろと、大島郷の戸籍などにも「刀良」という名前が載っていたりということもありますし、やはり寅さんに似ているということで、寅さん埴輪という愛称をつけさせていただいて、区民に周知したことがございます。そのほかに馬形埴輪や円筒埴輪なども出土し、下総型埴輪の分布の最西端にも当たっており、大変貴重な考古資料であるということで、今回東京都から指定を受けました。

所在地なのですけれども、主なものは出土品として考古学調査に基づくものは葛飾区郷土と天文の博物館に、社殿の改築に伴って出てきたもので、祭祀に用いているものは柴又八幡神社に現在所在もしくは所有していると。所有者はなっております。

東京都の告示日は6月9日となっております。

なお、関係法令により、都に指定された部分につきましては、文化財保護条例による区の指定は解除されております。

翌ページに、馬形埴輪の写真をつけております。こちら大ききなのですけれども、高さが63センチメートル、長さが78.3センチメートルとなっております。非常に立派な埴輪なので、現在郷土と天文の博物館で常設展示場、一番奥の部分の場所で、常設展示をさせていただいております。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご質問、何かございませんか。ございませんか。

なければ了承といたします。

続いて、報告事項等6「スポーツ基本法の公布について」をご報告お願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等6「スポーツ基本法の公布について」ということでご報告差し上げたいと思います。

こちらのスポーツ基本法につきましては、去る6月24日に公布をされたものでございます。約半世紀ぶりにスポーツ振興法からの大改正ということでございますので、概要につきましてご報告を差し上げたいと思います。

こちらの基本法につきましては、昨年、文部科学省で発表されましたスポーツ立国戦略を具現化する基本法となっております。目指す姿としては、新たなスポーツ文化の確立ということで、する人、見る人、支える人の重視と、連携・協働の推進に基づく考え方で構成をされてございます。

構成の中で、明らかに変更がございました点を申し上げたいと思います。今回、スポーツ基本法につきまして、前文というのができました。前文について、一部読み上げますのでお聞きいただきたいと思います。「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康促進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」「国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」というような前文をいただいております。

このほか、基本理念といたしまして、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない」というような旨が掲げられてございます。

そのほか、この法律の構成の内容でございますが、各国、また地方公共団体等の責務、またはスポーツ団体の努力が求められてございます。

新旧対照表の6ページをごらんください。「国の責務」として第3条が設けられてございます。「国の責務」といたしまして、「国は、前条の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」ということで、国の責任が掲げられてございます。

また、「地方公共団体の責務」といたしましては、「基本理念にのっとり、スポーツに関する

施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ということで、各自治体等の責務、また第5条で「スポーツ団体の努力」として、「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」ということで、スポーツ団体の努力も掲げられてございます。

では、また資料に戻ります。

このほか、スポーツ基本計画を国のほうで設けること、また、地方スポーツ推進計画を設けること——このスポーツ推進計画は、最後、附則の部分で、法律の附則の部分でございしますが、現在スポーツ振興計画、振興法に基づく、設けられてございます葛飾区スポーツ振興計画、こちらのほうがみなしとして見られるというものでございます。

またこのほか、スポーツの推進のための基礎的条項の整備やスポーツ行事の実施、奨励、また地域におけるスポーツの振興のための企業への支援などを行うこと、特にこちらは、地域スポーツクラブに対する支援をするということで、明確に規定をされてございます。

またそのほか、競技水準の向上や、現在、体育指導委員が委嘱されてございますが、その名称がスポーツ推進委員として変更され、この中では、「当該地域のスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定をする職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。」ということで、このスポーツの市町村内における、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導」ということで、スポーツ行政に関する位置づけが高められてございます。

このほか、附則としてございますが、この資料では交付から6カ月を超えない範囲内で施行とございますが、せんだって、7月22日の閣議決定で、8月24日の施行日ということが閣議決定されたという情報が入りました。これに向けて、葛飾区教育委員会における規則等の変更のほうも進めてまいりたいと思います。

今後、またそのほか、スポーツ庁というスポーツに関する審議会等の設置、行政組織のあり方についてということで、「必要な措置を講ずる」という条文がございします。

また、スポーツ推進委員については、当面の間、「体育指導委員をみなし」ということで規定されてございます。スポーツ基本法に基づく幹の部分でございしますので、これにつきましてご紹介させていただきました。

報告は以上でございします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの生涯スポーツ課長のご報告に対して何か、ご意見、ご質問等ございませぬか。

遠藤委員。

○遠藤委員 今、改正されたスポーツ基本法のご説明があったわけでありますが、これをずっと読みまして、本区としまして、やはりこれはもう少し力を入れていかななくてはならないな、あるいはこういう点が若干落ちているなというようなことがあるかないかということ、いかがでしょうか。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 こちらの法律の主旨のほうを見ていただくと、特に私どもが推進をしてございます地域スポーツクラブの役割がスポーツ、また健康増進という意味のみならず、阪神大震災からも言われていたのですが、今回特に東日本大震災のとき、全国的な地域スポーツクラブのネットワークに応じて、非常に各被災地における支援物資等のニーズを把握する。また、速やかに被災地に対しても送り届けるための人的ネットワークということで、非常に効果があったということを聞いてございます。これは単なるスポーツというだけではなくて、全国的なコミュニティの形成という形で、非常に意味があるものかと思っております。これにつきましては、現在葛飾区では七つを目指してございますが、それにつきまして各地域ごとの推進を一層進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

面田委員。

○面田委員 知らないことをいっぱい勉強したなという思いで今いるのですね。私などは古い考え方ですから、スポーツというといわゆるここにも書いてある、「心身の健康促進」とか、楽しみとか、そういう点で見ていたのだけれども、そういうのではないのですね。いわゆる、今もおっしゃったけれども、「地域の一体感」とか、そういう「人間関係の希薄化の解消」、そういうことも視野に入れたスポーツというふうにとらえるのだという。本当に大変勉強になりました。ということは、それを、先ほどお話しにも出ましたけれども、区民の頭の中には、スポーツというものはそういうもの、私なんかと同じような考えを持っている人たちがまだまだいっぱいいるわけですから、それをお話しするのではなくて、さっき言った具体的にやって、そして結果的に「ああ、地域の一体化になるのだな」とか、結果的に「人間関係がうまくいくようになるのだな」というふうに行かせるほうがいいと思うのですね。今言っている七つのエンジョイスports、ああいったあたりをもう少し強く進めていくとか、あるいはその辺をいっぱい人を入れ込むというようなほうも、視点をそちらも入れて進めていただけるといいのかなというふうに思いました。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。

ご案内のとおり、地域スポーツクラブ、七つの地域に根づいたスポーツクラブということで

進めてございます。現在先行例でやっております、こやのエンジョイくらぶ、またオール水元スポーツクラブ、おかげさまで当初の目標よりも会員の数が非常に好調に推移してございます。ただ、今後ともまだまだますますより地域に根づいた、しかも、身近なところでスポーツが実施でき、地域の人と人とのふれあいの場が醸成できるようなクラブとしても、葛飾版の地域スポーツクラブとしての位置づけをより一層進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長 よろしいですか。

○面田委員 勉強しました。

○委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 感想ですけれども、この冊子を読んでいまして、また新しいことをつくらなければいけないのだなと思って読んでいきましたら、現在やっている葛飾区のスポーツ振興計画がそのままみなされるというのと、今やっている体育指導員とか体育指導員協議会がみなされていくというので安心しました。この基本法、スポーツ振興法というのは、もうちょっと、今よりもスポーツの競技力を向上して強力に進めていこうということが感じられるので、私は葛飾区としては体育協会に、傘下にある競技団体ともより連携して、区民の方の競技力の向上を推進しなければいけないなという感想を持ちました。

以上です。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。

この基本法、現在交付されたばかりでございますので、体育協会傘下の各連盟の皆様と協力しながら、各スポーツの種目を通じまして、今後とも競技力の向上にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 ほかにございませんか。

それでは6は了承といたします。

今日は以上なのですが、教育委員の皆さん、何かご意見。何かございませんか。

なければ、「その他」に入ります。

庶務課長、一括してお願いいたします。

○庶務課長 それでは「その他」でございます。

まず、1の「資料配付」でございます。

お手元に8月の行事予定表をお配りしてございます。それから2番目として、郷土と天文の博物館の開館20周年記念特別展、「古代東海道と万葉の世界」というチラシを配付してございま

す。それから3番目、プラネタリウム番組のご案内ということで第80号、最後に「みんなの生涯学習」104号をお配りしてございます。後ほどごらんいただきたいというふうに思っております。

それから「出席依頼」でございます。今回は8件、これはいずれも学校・幼稚園の創立の周年行事でございます。まず10月22日、これは東水元小学校の創立30周年でございます、松本委員にお願いをいたします。10月29日、高砂小学校の創立80周年でございます。佐藤委員長にお願いをいたします。10月29日、飯塚幼稚園の40周年でございます。これは秋本委員にお願いをいたします。11月5日、葛飾小学校の創立80周年でございます。遠藤委員にお願いをいたします。11月12日、木根川小学校の創立60周年でございます。松本委員にお願いをいたします。11月12日、中之台小学校創立60周年でございます。佐藤委員長にお願いをいたします。11月26日、清和小学校の創立60周年でございます。秋本委員にお願いをいたします。11月26日、上小松小学校の創立40周年でございます。面田委員にお願いをいたします。

最後に、次回の教育委員会の予定でございます。8月10日水曜日午前10時からというふうになってございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長 それでは、これをもちまして、第8回の臨時会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会時刻 10時50分